

居宅介護支援「居宅介護支援事業所あかつき」  
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岐阜県指定 第2170200329号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者 .....	2
2. 事業所の概要 .....	2
3. 事業実施地域及び営業時間 .....	2
4. 職員の体制 .....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
6. サービスの利用に関する留意事項 .....	5
7. 苦情の受付について .....	5

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 祥雲会  
(2) 法人所在地 岐阜県関市下白金915番地  
(3) 電話番号 0575-28-5633  
(4) 代表者氏名 理事長 宮本 洪純  
(5) 設立年月 平成 8年 7月 5日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
平成12年2月28日指定  
岐阜県指定 第2170200329号
- (2) 事業の目的 事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所あかつき
- (4) 事業所の所在地 岐阜県関市下白金912番地1
- (5) 電話番号 0575-28-6394
- (6) 事業所長(管理者)氏名 粥川 八千恵
- (7) 当事業所の運営方針 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう配慮して行う。事業の実施に当たっては、利用者の心身の状態に応じ利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービスが、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公平中立に行う。関市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- (8) 開設年月 平成12年 4月 1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 関市及び近郊
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日 但し12月29日～1月3日までを除く
受付時間	月～金 8時30分～17時30分 土・日・祝日 同 上
サービス提供時間帯	同 上 但し、電話相談については24時間可能な体制をとります

#### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者兼主任介護支援専門員	1 (1)	0	1	1名	
2. 介護支援専門員	3 (1)	2	4,25	1名	ケアプラン作成等

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。  
（例）週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

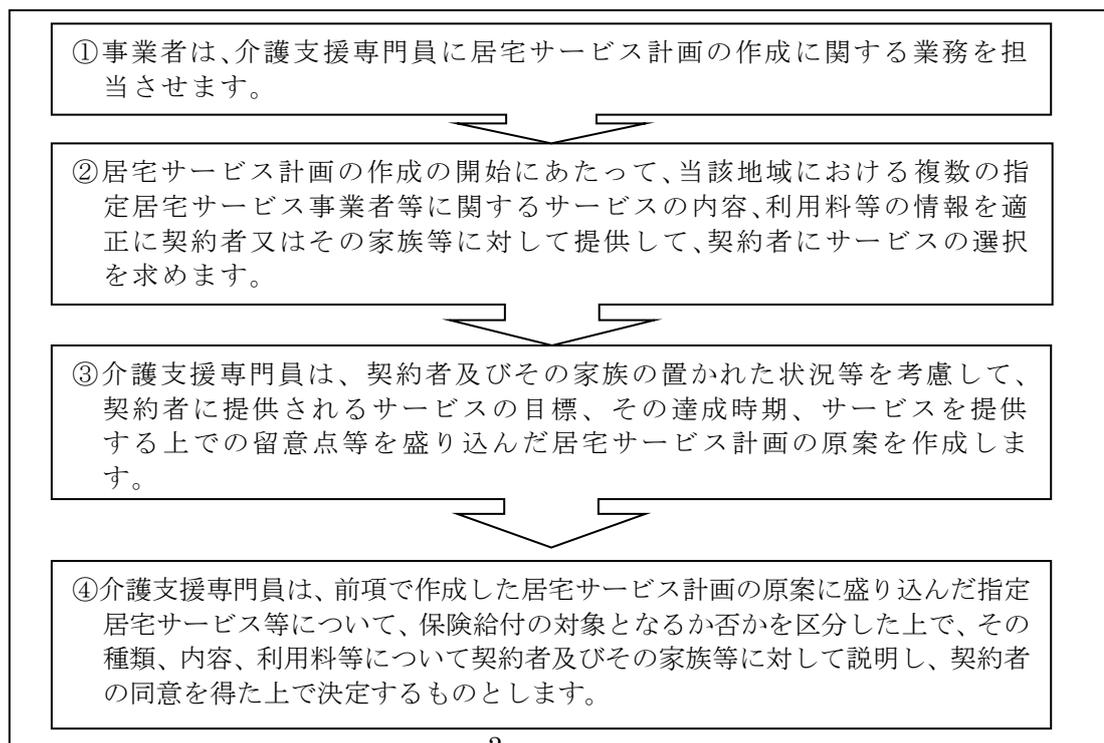
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）\*

〈サービスの内容〉

##### ① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の意思及び人格を尊重し、常にご契約者の立場に立ち、心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、居宅サービス計画を作成します。このため、指定居宅介護支援についてはご契約者の主体的な参加が重要となります。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



## ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介をします。

### <サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記の料金をいったんお支払い下さい。

要介護度	利用料金
要介護1・2	10,570円
要介護3・4・5	13,730円

## (2) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み  
関信用金庫 山田支店 普通預金 0121455  
社会福祉法人 祥雲会 理事長 宮本 洪純

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし  
ご利用できる金融機関：関信用金庫 全支店

ウ. 事業所窓口（事務所）にて、現金預かり又は、ご利用者様宅への集金に伺います。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

#### ① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。  
介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じ  
ないよう十分に配慮するものとします。

#### ② 契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上  
不相当と認められる事情祖の他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介  
護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援  
専門員の指名はできません。

### (3) 介護サービスの開示

ご契約者の求めに応じ、サービスの提供記録等を開示いたします。

## 7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 粥川 八千恵  
[職名] 居宅介護支援事業所 あかつき 主任介護支援専門員  
○受付時間 毎週月曜日～日曜日 8時30分から17時30分  
電話番号 0575-28-6394

< 苦情解決責任者 >

社会福祉法人 祥雲会 施設長 杉山 伸幸  
電話番号 0575-22-6358

(2) 行政機関その他苦情受付機関

第三者委員	飯尾良英 ・中部学院大学教授 058-324-0077 〒501-0413 本巣郡糸貫町延 1003-2 ・NPO法人ぎふ福祉サービス利用センター 「びーすけっと」 0575-24-2324 山下統一 ・社会福祉協議会西部地区支部長 〒501-3947 関市上白金 532 番地 0575-28-2831
関市役所 介護保険担当課	所在地 関市若草通 3 丁目 1 番地 電話番号 0575-23-7730 FAX 0575-23-7748
国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 電話番号 058-273-1111 (代表)
岐阜県社会福祉協議会	所在地 岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 電話番号 058-273-1111 (代表) FAX 058-275-4858

8. サービスの概要の補足

- ① 医療機関との連携を促進するため、入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関にお伝えください。
- ② 障がい福祉サービスのご利用者が介護保険サービスを利用する場合には、障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努めます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所あかつき

説明者職名 介護支援専門員 氏名 ⑩

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

家族 住所 \_\_\_\_\_

(後見人等)

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

## ＜重要事項説明書付属文書＞

### 1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ④事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。（事故発生時の対応）

### 2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償する責任を負います。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②ご契約者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

**(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）**

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合</li><li>② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合</li><li>③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合</li><li>④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li></ul> |
|---|

**(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）**

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|---|